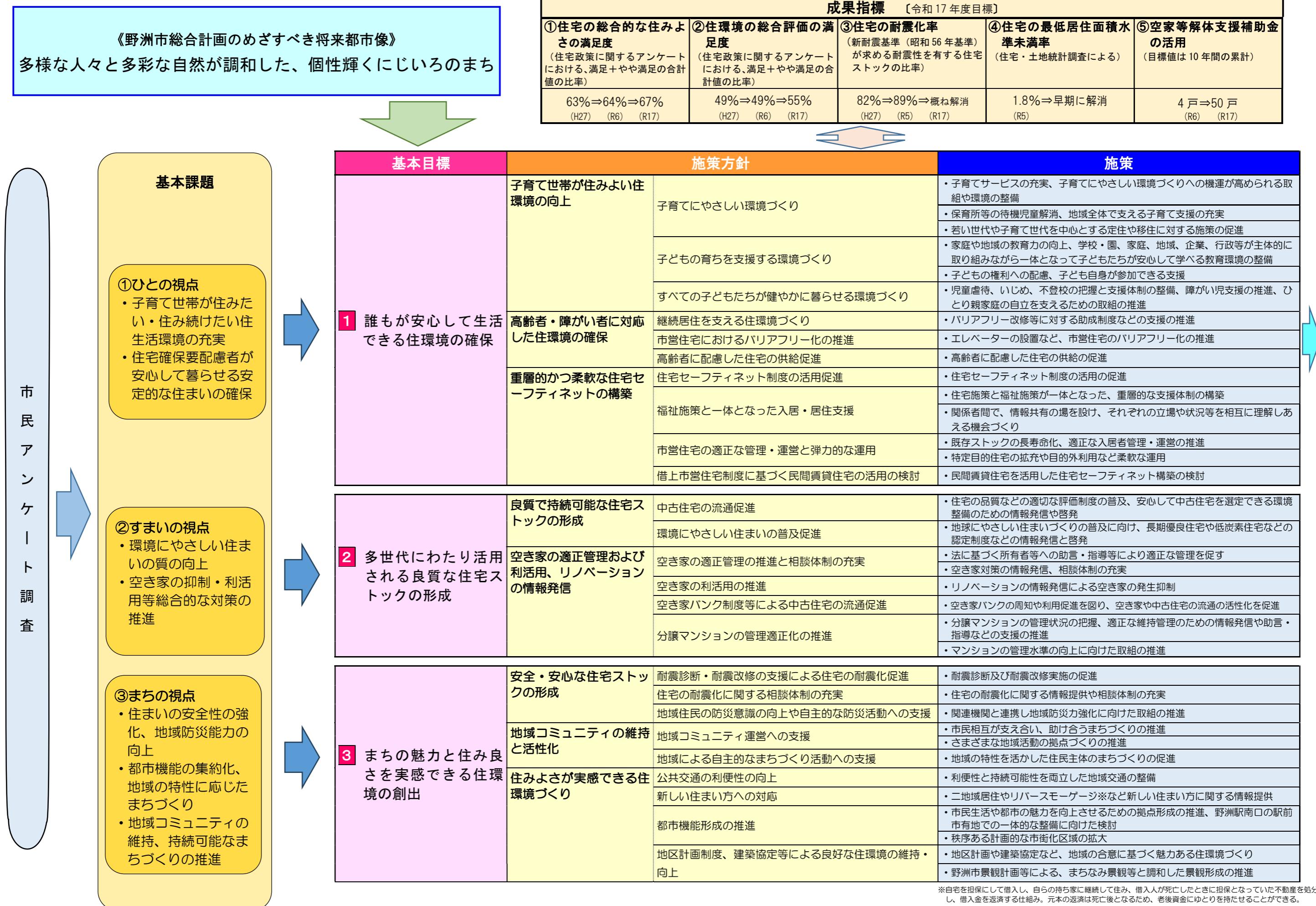


第3次野洲市住生活基本計画の概要【目標：令和17年度】



※自宅を担保にして借入し、自らの持ち家に継続して住み、借入人が死亡したときに担保となっていた不動産を処分し、借入金を返済する仕組み。元本の返済は死亡後となるため、老後資金にゆとりを持たせることができる。